

第 12 回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 11 月 10 日（月）13 時 30 分～13 時 50 分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 11 人

会長	10 番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	1 番	三上 豊	委員	山中 寛幸	推進委員
	2 番	浅利 力	委員	山口 努	推進委員
	3 番	佐々木清春	委員		
	5 番	三浦 隆彦	委員		
	6 番	藤田 重孝	委員		
	7 番	須藤美恵子	委員		
	9 番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第 24 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 25 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第 26 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

5. 農業委員会事務局職員

局長 渡邊 英晃 次長 齋藤 孝嗣 主事 白戸 優之

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行いますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第12回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中11名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） それでは、私の方から指名いたします。
7番の須藤美恵子委員と、9番の土岐工委員にお願いいたします。

議長（高橋） それでは、議事に入ります。

議案第24号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第24号について説明いたします。
（P1）整理番号1番は、長峰字駒木沢の畑2筆7,129㎡を親子間贈与により
所有権移転する申請です。
いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

議長（高橋） 議案第24号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり許可することにいたします。

続いて、議案第25号、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請についてですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により（P3～4）については、三上豊委員には、退出をお願いします。

（三上豊委員 退出）

議長（高橋） それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第25号について説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することに

ついて本会の審議を求めるものです。

(P3~4) は、三ツ目内字富岡の田 1 筆 2,287 m²を農地中間管理事業により 10 年間使用貸借するものです。

議長（高橋） (P3~4) について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋） 異議がないようですので、(P3~4) については、異議なしとすることにいたします。

(三上豊委員 入室)

議長（高橋） それでは、(P5~8) について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） (P5~6) は、苦木字長谷田の田 3 筆 5,525 m²を農地中間管理事業により 10 年間使用貸借するものです。

(P7~8) は、苦木字豊田の畑 1 筆 3,966 m²を農地中間管理事業により 10 年間賃貸借するものです。

議長（高橋） (P5~8) について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋） (P5~8) についても異議がないようですので、議案第 25 号については、異議なしとすることにいたします。

議長（高橋） 続いて、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第 26 号について説明いたします。

(P9) 整理番号 1 番は、三ツ目内字富岡の田 2,971 m²のうち 540 m²を建設会社が、許可日から令和 8 年 3 月 27 日まで休憩所、資材管理庫、仮設トイレ、車両駐車スペースとして使用する一時転用の申請であります。

整理番号 2 番について、一部訂正があります。

許可日から R8. 3. 31 のところを、R8. 3. 27 に訂正をお願いします。

三ツ目内字富岡の田 1,922 m²のうち 540 m²を建設会社が、許可日から令和 8 年 3 月 27 日まで休憩所、資材管理庫、仮設トイレ、車両駐車スペースとして使用する一時転用の申請であります。

整理番号 3 番は、三ツ目内字富岡家岸の畑 3,070 m²のうち 884.96 m²を建設会社が、令和 7 年 10 月 1 日から 7 か月間、工事現場事務所、資材置場スペースとして使用する一時転用の申請であります。

現地調査を行った委員より報告をお願いします。

委員（佐々木） 令和 7 年 11 月 7 日に、私と外崎雅彦委員、事務局と現地確認を行いました。

整理番号 1 番の申請場所は、三ツ目内地区で、今回の申請目的は公共工事として水路改修工事受注に伴う、休憩所、資材管理庫、仮設トイレ、車両駐車スペースとして使用する一時転用の申請となっています。

整理番号 2 番の申請場所は、三ツ目内地区で、今回の申請目的は公共工事として道路拡張工事受注に伴う、休憩所、資材管理庫、仮設トイレ、車両駐車スペースとして使用する一時転用の申請となっています。

整理番号 3 番の申請場所は、三ツ目内地区で、今回の申請目的は公共工事として道路拡張工事受注に伴う、工事現場事務所、資材置場スペースとして使用する一時転用の申請となっています。

現地調査の結果、排水等の問題が生じず周囲の農地への影響はないと思われるので、特に問題はないのではないかと判断しました。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高橋） 議案第 26 号について、質問・意見等ありませんか。

委員（三浦） 今回一時転用する農地は、農業振興地域に入っていないため、転用できるという解釈で問題ないか。

事務局（白戸） 今回の案件では、整理番号 2 及び 3 の農地が農業振興地域に入っています。しかし、今回は現状復旧を基本とした一時転用となっており、工事終了後は農地に戻ることとなります。このため、農業振興地域内であっても転用が可能となっています。

議長（高橋） 他に質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第 26 号については、異議なしということで県へ送付することいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 12 回総会を閉会いたします。